

会員規約(新旧対照表)

旧（変更前）

新（変更後）

個人情報の取り扱いに関する同意条項

第3条（個人情報の信用情報機関への提供、登録、利用について）

別表1（個人情報の登録期間）

株式会社日本信用情報機構

申込情報は照会日から6ヶ月以内、本人を特定するための情報は契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容、返済状況および取引事実に関する情報は契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、~~延滞情報については延滞継続中~~、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

第3条（個人情報の信用情報機関への提供、登録、利用について）

別表1（個人情報の登録期間）

株式会社日本信用情報機構

申込情報は照会日から6ヶ月以内、本人を特定するための情報は契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容、返済状況および取引事実に関する情報は契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

会員規約(新旧対照表)

旧 (変更前)

新 (変更後)

カードローン契約条項

第 22 条 条文追加

第 22 条(外国 PEPs の申告)

会員は、現在または過去において次の各項に定める外国 PEPs 等(外国政府等において重要な公的地位にある方)に該当する時または新たに該当することになった時は、直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、申告するものとします。

1 外国において次のいずれかに該当する職にある方

- (1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
  - (2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
  - (3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
  - (4) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
  - (5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
  - (6) 中央銀行の役員
  - (7) 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- 2 前項に該当する方の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)父母、子および兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子) に該当する方

2016 年 08 月 04 日作成

2016 年 09 月 29 日作成